

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会会則

令和6年9月26日
設 立 総 会 決 定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は高鍋町において開催される大会に関する事項の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 大会等の開催に必要な方針及び総合計画・準備・運営に関すること
- (2) 大会等の開催に必要な施設及び設備に関すること
- (3) 大会等の開催及び準備のための経費に関すること
- (4) 関係競技団体その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- (5) その他必要な事業に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長、役員及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 高鍋町を代表する者
- (2) 高鍋町議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、高鍋町長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるあときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の代表者及び役職員でなくなった場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会等の開催基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 専門委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第11条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、総会から委任又は付託された事項について調査審議し、その結果を総会に報告し、承認を得なければならない。

3 第8条の規定は、専門委員の任期について準用する。

4 前各号に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

第12条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分とすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を高鍋町教育委員会内に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

第17条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、高鍋町に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和6年9月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 実行委員会の令和6年度における会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和7年3月31日までとする。